

子育て支援センター・子どもひろば運営業務 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年（2026 年）7 月

恵庭市

子育て支援センター・子どもひろば運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

恵庭市では、「第3期えにわっこ☆すこやかプラン」で掲げる基本理念「かかわり・つながり・ひろがりを大切にする子育てのまち えにわ」のもと、恵庭市民が協働し、恵庭市で子育てをしてよかったと思えるような環境を創り、育てていくことを目指している。

この要領は、恵庭市が実施する「子育て支援センター」、「子どもひろば」の運営業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 委託業務名

子育て支援センター・子どもひろば運営業務

(2) 業務内容

別紙1「子育て支援センター事業運営業務委託仕様書」及び別紙2「子どもひろば事業運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

4 提案価格上限金額

159,989,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（留意事項）

本業務は、令和8年度補正予算において本業務に係る債務負担行為が議決された時点で、業務委託が行われることが決定します。そのため、当該予算が議決されなかった場合には、契約を締結しないものとします。その場合、それまでに要した費用については、プロポーザル参加事業者（以下、「参加事業者」という。）の負担となります。

また、本業務委託に係る予算額に減額が生じた場合には、各仕様書に示された事業規模が縮小される場合があります。その際、参加事業者の損害発生に対して、本市は一切責任を負いません。

5 担当課

恵庭市子ども未来部子ども政策課（市役所2階20番窓口）

住 所：〒061-1498 恵庭市京町1番地

電 話：0123-33-3131（内線1244）

E-mail：kodomoseisaku@city.eniwa.hokkaido.jp

(対応時間は、土日祝日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで)

6 参加資格要件

参加事業者は、次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (2) 法人格を有していること
- (3) 恵庭市暴力団排除条例（平成 26 年条例第 30 号）第 2 条第 2 号及び第 4 号に該当する者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立中又は再生手続き中でないこと。
- (6) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 21 年 1 月 15 日）により指名の停止を受けていないこと。
- (7) 国税、都道府県税及び市区町村税並びに恵庭市の徴収金を滞納していないこと。
- (8) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においてこれらを受けていること。
- (9) 北海道内に事業所又は事務所（本支店又は営業所）を有すること。

7 スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは以下のとおりです。

	内 容	期日等
1	公募開始	令和 8 年 7 月 21 日（火）
2	質問受付期限	令和 8 年 7 月 31 日（金）17 時
3	質問に対する回答	令和 8 年 8 月 4 日（火）
4	参加申込書等の提出期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時
5	参加資格審査結果通知	令和 8 年 8 月 17 日（月）
6	企画提案書提出期限	令和 8 年 9 月 1 日（火）17 時
7	プレゼンテーション開催日	令和 8 年 9 月 15 日（火）
8	結果通知	令和 8 年 10 月上旬
9	契約締結	令和 9 年 1 月（債務負担行為の議決を条件とする）
10	契約開始に向けた準備期間	令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
11	業務の開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）

※上記スケジュールは変更の可能性がある。変更の場合は別途通知する。

8 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答は次のとおり行う。

- (1) 提出期限：令和 8 年 7 月 31 日（金）17 時必着
- (2) 提出先：本要領 5 に記載の担当課 E-mail アドレス
- (3) 記載事項：質問者の団体名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容
- (4) 回答方法：

令和 8 年 8 月 4 日（火）、質問者に対し電子メールで通知するほか、期限内に受け付けた全ての質問及びその回答を、質問者名を伏して、本市ホームページに公表する。

- (5) 留意事項：

- ・ 質問は任意様式とする。
- ・ 電子メール以外での質問、本要領及び仕様書に係る以外の質問は受け付けない。
- ・ 電子メールの標題は「子育て支援センター・子どもひろば運営業務公募型プロポーザル（事業者名）」とすること。
- ・ 評価及び審査に関する質問には回答しない。
- ・ 質問内容に疑義が生じた場合、質問者へ問い合わせをする場合がある。

9 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、期限までに全ての書類の提出がなかった場合、資格審査により不適合と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

- (1) 提出書類

- ・【様式 1】参加表明書
- ・【様式 2】誓約書
- ・【様式 3】同意書
- ・ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（直近 1 ヶ月以内のもの）
- ・ 会社の概要が分かる資料（パンフレット等）
- ・ 直近年度の国税、都道府県税の納税証明書

- (2) 提出部数：各 1 部

- (3) 提出方法：持参又は郵送 ※郵送の場合その旨を事前連絡し配送記録が残る方法とすること。

- (4) 提出期限：令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時必着

- (5) 提出先：本要領 5 に記載の担当課宛て

- (6) 資格審査結果通知：

参加申込書等を提出した事業者に対し、資格審査結果を令和 8 年 8 月 17（月）にメールで通知する。

- (7) 参加辞退する場合：参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、速やかに【様式 4】辞退届を提出すること。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ・【様式 5】 企画提案書提出書
- ・【様式 6】 業務実績調書
- ・【様式 7】 見積書
- ・【様式 7 別紙 1】 見積書内訳書
- ・【任意様式】 見積書内訳積算書
- ・【任意様式】 以下の「企画提案書記載項目」の内容を記載した「企画提案書」

(2) 提出部数：正本 1 部、副本 9 部

(3) 提出方法：持参又は郵送 ※郵送の場合その旨を事前連絡し配送記録が残る方法とすること。

(4) 提出期限：令和 8 年 9 月 1 日（火）17 時必着

(5) 提出先：本要領 5 に記載の担当課宛て

(6) 企画提案書記載項目

①事業適正	本業務に対する考え方、子育て支援に関する事業実績
②運営体制	事業運営体制、事業全体スケジュール（柏陽地区複合施設への移転含む）、職員の研修計画
③子育て支援センター事業	親子の交流促進、子育てに関する相談支援の体制、子育てに関する講座等の内容、情報発信の内容、地域や関係機関との連携内容
④子どもひろば事業	こどもが興味を持ち楽しめる遊び・イベント、地域のボランティア等が参加するための仕組み、昼食場所の提供の方法、中高生の利用促進策、情報発信の内容、こどもの意見・要望の確認、事業への反映方法
⑤危機管理体制	利用者の安全、衛生管理に関する取組、マニュアル等の内容
⑥追加提案等	業務の目的を達成するために効果が期待できる独自の取組

(7) 見積書の作成

- ・見積書と合わせて、「見積書内訳書」及び「見積書内訳積算書」を提出すること。
- ・子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規程する第 2 種社会福祉事業であり、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 号に規定する消費税非課税事業に該当する。（子どもひろば事業は課税対象）
- ・見積金額は、課税対象事業（子どもひろば事業）に係る消費税及び地方消費税額を含んだ契約全体の総額とすること。
- ・見積項目のうち、会場使用料及び水道光熱費については、以下で示す参考金額を使用し積算すること。この場合、第 2 種社会福祉事業である子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）についても同額での記載とする。
- ・契約期間中の賃金上昇、物価水準の変動について勘案した上で積算すること。（市が掲示した金額は除く）

【参考金額：会場使用料】

会場使用料	R7【参考】	R9 年度	R10 年度	R11 年度
子育て支援センター恵庭	454,000 円	500,000 円 ※1	R9 同額	R10 同額
子育て支援センター柏陽	—	—	500,000 円 ※2	R10 同額
恵庭子どもひろば	668,000 円	735,000 円 ※1	R9 同額	R10 同額
柏陽子どもひろば	—	—	735,000 円※2	R10 同額

【参考金額：会場使用料】

子育て支援センター柏陽 R9 年度 90,000 円 ※3

※1 市内公の施設の使用料について令和 9 年度中に見直しを行う可能性があるため
令和 7 年度実績を参考に設定している。

※2 令和 10 年度に柏陽地区複合内に開設する子育て支援センター柏陽、柏陽子どもひろばの使用料については、現時点で決定していないため、「恵庭」と同額の
設定としている。

※3 令和 7 年度実績を参考に設定している。なお、子育て支援センター柏陽 R9 年
度以外は貸館利用となるため水道光熱費の負担はない。

(8) 留意事項

- ・企画提案書は任意様式とするが、規格は A4 判、原則両面印刷長辺綴じにて 30 ページ以内で作成すること。(A3 版の折込みは可)。
- ・正本にのみ事業者名を記載、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ・企画提案書は、評価基準に記載する評価の視点の順番で記載すること。
- ・企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ・本市は提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。また、企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- ・企画提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ・仕様書等の全面的な引用又は「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- ・提案内容は、あくまでも事業者の選考を目的としたものであり。必ずしも当該事業の運営方法に 100%反映することを担保するものではない。

- ・提出期限後の企画提案書の差し替えは認めない。
- ・提出期限までに企画提案書が提出されない場合、本プロポーザルの参加を辞退したものとする。
- ・企画提案書は、恵庭市情報公開条例（平成 6 年条例第 18 号）に基づく公文書公開請求の対象となる。

11 選定方法

本プロポーザルによる受託候補者を選定するため、本市において審査委員会を設置し、次のとおり審査を行う。

(1) 審査委員

審査委員は、「子育て支援センター・子どもひろば運営業務委託」公募型プロポーザル事業者選定審査委員会設置要綱の定めるところによる。

(2) プレゼンテーション審査

- ①評価基準の各項目について事業者を評価し、審査委員会の合議によって順位付けを行う。
- ②各審査委員の合計得点が最も高く、かつ、全審査委員の評価点合計の平均点が 6 割（72 点）以上となった場合、本業務の受託候補者として選定する。
- ③上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。

(3) 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、別紙 3「評価基準・評価点票」に定める。

(4) 留意事項

- ①参加事業者数又は提案辞退等により、審査対象事業者が 1 者のみとなった場合でも、プレゼンテーションは実施する。
- ②審査結果に関する異議は一切受け付けない。

12 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所：

令和 8 年 9 月 15 日（火）に恵庭市役所庁舎内会議室で実施する。参加事業者には別途詳細な日時・場所等を通知する。

(2) 実施方法

- ①プレゼンテーションへの参加は各参加事業者 3 名以内とする。
- ②提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めない。
- ③プレゼンテーションの際、パソコンを使用しモニターに投影する方法も可とする。使用を希望する場合は企画提案書提出期限までに担当課まで連絡すること。
※スクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。投影資料のデータ及びパソコンは参加事業者で持参すること。

(3) 実施時間

プレゼンテーションの時間は1参加事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑10分程度）とする。

(4) その他

受付時間までに受付ができなかった場合、参加を辞退したものとみなす。交通事情など、やむを得ない事由が発生した場合は、受付時間までに事務局に電話連絡をすること。この場合、遅延証明等、その事由を証明する書面の提出により、実施日時を変更とする場合がある。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- (1) 見積金額（税込）が提案上限額を上回っている場合
- (2) 企画提案書等の提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 本要領6参加資格要件に示す参加要件を満たしていない場合

14 選定結果通知

- (1) すべての提案者に審査の結果を、令和8年10月上旬にメールで通知する。
- (2) 受託候補者の選定後、次の事項を本市ホームページで公表する。
 - ①業務名称
 - ②受託候補者の名称及び評価点
 - ③受託候補者以外の者の評価点（名称は匿名とする）
 - ④その他

15 契約の締結

恵庭市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成のうえ、見積書を徴収。予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。なお、契約締結は令和9年1月以降に行うこととする。

16 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者が負担する。
- (2) 各提出書類について、提出期限以降の差替え及び再提出は原則認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザル以外での無断使用はしない。ただし、「恵庭市情報公開条例」等の関連規程に基づき公開する場合がある。

- (5) 電子メール等の通信事故については、恵庭市はいかなる責任も負わない。
- (6) 選定された企画提案書の内容については、協議の上、内容を一部変更する場合がある。

17 参考資料

- ・ 市民活動センター（えにあす内）の概要
 - ※施設内で子育て支援センター、子どもひろば（恵庭）を開設
- ・ 柏陽地区複合施設整備基本計画（柏陽）
 - ※施設内で子育て支援センター、子どもひろば（柏陽）を開設予定
- ・ 子育て支援センター、子どもひろば利用実績（令和7年度）
- ・ 子育て支援センター・子どもひろば開設状況一覧

18 本プロポーザルに関する問い合わせ先

恵庭市子ども未来部子ども政策課（市役所庁舎2階）

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL：0123-33-3131（内線1244）

E-mail：kodomoseisaku@city.eniwa.hokkaido.jp